デジタル市場競争会議ワーキンググループ (第44回)

1. 開催日時:令和5年1月24日(火)15:30~18:00

2. 開催形式:通信システムを用いた遠隔開催

3. 出席者:

依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授

生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 教授

川濵 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授

伊永 大輔 東北大学大学院 法学研究科 教授

塩野 誠 (株)経営共創基盤 共同経営者/マネージン グディレクター

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

山田 香織 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所

パートナー弁護士

(デジタル市場競争会議 構成員)

泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授

(オブザーバー)

小林 慎太郎 ㈱野村総合研究所 ICTメディアコンサルティング部 グループマネージャー

仲上 竜太 (一社)日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長

日高 正博 一般社団法人 DroidKaigi 代表理事

株式会社メルペイ

增田 悦子 (公社)全国消費生活相談員協会 理事長

4. 議事

- (1) これまでの議論を踏まえた論点整理
 - OS、ブラウザ等のアップデート、仕様変更、ルール変更への対応について
 - ブラウザの機能制限について
 - データの取得、活用について
 - デバイスの諸機能へのアクセス制限について
 - 注視スキームについて

5. 配布資料

資料1 事務局提出資料

資料 2 事務局提出資料(非公表)

○依田座長

ただいまから、「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催します。

本日は上野山議員、川本議員、森川議員が御欠席です。なお、塩野議員は15時頃に、 川濵議員は17時15分頃に途中退出予定と伺っております。

また、デジタル市場競争会議メンバーである泉水議員、オブザーバーの小林様、仲上様、 日高様、増田様にも御出席いただいております。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。本日もお忙しい中、ありがとうございます。

事務局の成田でございます。

本日ですが、OSやブラウザなどの仕様変更、ブラウザの機能に関する制限、データの取得・利活用、デバイスの諸機能へのアクセス制限、ボイスアシスタントやウェアラブルに関する注視スキームをめぐる論点について御説明の上、皆様に御議論いただきたいと思っております。

これらについてはほとんどが12月初旬の第42回ワーキンググループで御議論いただいた論点でございますけれども、先日のワーキンググループでの御議論、その後の追加的な情報などを踏まえてさらに競争上の評価、対応策の方向性について整理をしておりますので、これらについて御議論いただければと思っております。

それから、本日の資料 2 につきましては、様々な関係者からお聞きしたお話など、機微に関わる情報も含まれておりますので、恐縮でございますが、非公表ということで議員の皆様限りとさせていただければと思います。

本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の皆様の御確認を経た上で公表させていただく予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○依田座長

それでは、本日の議題に進みます。

まず、事務局から資料を基に、本日途中退室される議員がおられる関係から後半のほうから始めて、データの取得・利活用やデバイスの諸機能へのアクセス制限、注視スキームに関する論点について25分ほどで御説明いただき、その後、議員の皆様から御意見や御質問をいただきます。御意見、御質問については、生貝議員からワーキンググループ名簿順、その後に泉水議員、そして五十音順にオブザーバーの皆様からお願いいたします。御意見についてはお一人当たり3分程度でお願いできればと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

今、座長からもお話がありましたように、事前に話していたのと順番が逆に急に変わっ

てしまって大変恐縮ですけれども、先にデータ取得からアクセス、それから注視スキーム についてまず御議論いただければと思っております。

投影されているかと思いますけれども、データの関係でございます。前回の資料から大きく変わっていないところは割愛させていただいて、少し飛ばしながらの御説明になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

最初のデータのところは前半部分はあまり大きく変更がございませんで、中間報告で言われたこと、パブコメの関係で御指摘されたこと、それを踏まえて前回御提示させていただいた資料をずっと書いてございますが、割愛させていただきまして、この辺りから、対応の必要性、あるいはその詳細設計について、少しここから前回の御議論を踏まえてさらに御議論を深めていただきたい点の追加的なところがございますので、御説明を申し上げます。

まず、データのところは幾つかのオプションを提示いただいたということで、オプションAといういわゆるサードパーティーのデベロッパ等から得られたデータをプラットフォーム事業者、OS提供事業者が自らの競合サービスに使うということはやってはいけないというルールにしたらどうかというオプションAは採用ということで、特にここは御異論はなかったのかなと思っております。

むしろ御議論があったと思っておりますのがオプションDと言われているもので、社内グループ間、具体的にはOSやブラウザ、アプリストアという少しインフラ的な機能を持っているところの部門と、アプリやウェブサービスをしているような部門との間でのデータ共有について情報遮断をするところまで求めてはどうかというところについてでありますけれども、まず、案として、ここまでやってしまうと消費者にとってのメリットがあるようなデータの活用まで難しくなってしまうというおそれもあるので、オプションDまでは採用しないということでどうかという御提案に対して、先日の議論では特定の目的や社内の特定の部門との関係では遮断をするということを求めてもよいのではないかという御意見。それから、またのところに書いてございますように、遮断までは最初は求めずに、オプションAだけでうまくいかなかったような場合の将来あり得る措置という位置づけでもいいのではないかといった御意見もあったということで、この辺りをどうするのがいいかというところを御議論いただければというところが一つのポイントかなと思っております。

次のダイヤ2つはつけ足したところでございますけれども、現行でも透明化法でどういったデータが取得され、利用されているのかということについて、情報をサードパーティー、アプリ事業者に対して開示をするということが透明化法でアプリストアなどには求められているということで、これと同様のものは必要だろうということが前回皆さんから御賛同の声があったのかなと。加えて、データの取得・使用の管理体制についても開示対象とすべきということも多くの方から御賛同の御意見があったのかなということで、少しこの辺りの組織的管理体制、技術的管理体制も含めてという御指摘があったので書き足させ

ていただいております。

それから、前回のワーキンググループで議員の方から御指摘がありましたデータの取扱いについて、ユーザーからもなかなか見えにくいということで、ユーザーに対しても知らせていく、認識を高めていただくことがエコシステム全体にとっていい影響を与えるのではないかという御指摘もありました。この点につきましては、こちらも透明化法でデータの利用の状況について、一般利用者に関するデータを一般利用者に対して開示をしましょうという規律もございますので、これもOS、あるいはブラウザについても適用してはどうかということを少し書き足させていただいているところでございますので、御議論いただければと思います。

ちょっと先に行きまして、次はオプションBということで、アプリ・デベロッパなどのサードパーティー事業者の事業活動によって生成されてOS提供事業者のほうに蓄積されるデータについて、サードパーティー事業者からのアクセスに対応しなさいという規律を入れるべきかどうかというオプションBについてでございます。

ここについては、ここで御説明をしているように、ニーズをいろいろお聞きしてきたところ、ユーザーに対する返金処理に対して必要なデータがないということで、ここはアクセスできるようにしてほしい、あるいは共有するようにしてほしいというニーズには何らか一定の対応の必要があるだろうということで整理する一方で、それ以外のいわゆるマーケティングデータのようなものについては、オプションBは採用する必要がないのではないかという御提案をさせていただいたところでございますが、そこについて改めて皆様の御意見を伺えればということでございます。前回と変わってございませんけれども、ここについて御議論いただければと思っております。

この関係で、こういう形でアクセスを認めて、データを出さなくてはいけないというところの義務は求めないにしても、これは透明化法においては取得することができるかどうかの可否、それからその際の方法・条件について、アプリ・デベロッパに対して開示をするという、透明性を高めるということの措置が取られておりますので、開示については求めることとすべきではないかということで、ここはちょっと加筆させていただいた部分でありますので、ここも含めて御議論いただければと思っております。

それから、ポータビリティーの関係のところも少し追加情報ということで、特にブラウザのところのブックマークやID、パスワードについてはPCを経由してということが求められているということで、ユーザーの中ではスマホは持っていてもPCをお持ちでないユーザーの皆様がいらっしゃるという現状がある中で、特にiOSの場合はMacでないと対応しないという問題もあるということで、必ずしも十分にポータビリティーの環境が整っている状況ではないということを少し加筆させていただいております。

以上を踏まえて、ここのところは前回と同様の御提案でございますけれども、ポータビリティーはきちんとできるように規律づけをかけていくということでどうでしょうかということで、この点についても議論があればと思っております。

それから、データの関係で各論21という部分でソーシャル・ログインについて、これはAppleの問題でございますけれども、ソーシャル・ログインをアプリ・デベロッパが使おうとした場合に、iOSにおいてはAppleのSign with Appleも表示をしてくださいという義務を課しているということについてどう考えるかということでございます。この点につきましては、前回のワーキンググループで複数の議員の方からいろいろと御意見がございましたので、それを踏まえて少し修正をしておりますけれども、競争への影響としてはIDプロバイダー間の競争の阻害の問題と、アプリ事業者に対して望んでもいないのにそこをやらなくてはいけないということも含めてのコスト負担、不利益ということの2点があるだろうということで、その際に影響の度合いまで考慮するべきなのか、あるいは行為があった時点でこれはもう明らかな自社優遇だということで見るべきなのかということで、皆様の多くの方の御意見は、これは行為があった時点で自社優遇があるということで、影響の度合いにかかわらずこのような行為は禁止するということでいいのではないかという御意見が多かったのかなということで、そのような整理で御提案させていただいておりますので、この点についてももし御意見やコメント等があればと思っております。

それから、次の論点でございますけれども、Chromeの関係で、Googleの場合はウェブサービスにログインした場合にChromeに自動ログインするということについて、これでデータが得られるという意味で競争上優位になっているということでございますけれども、ここも前回から多少情報を加えておりますが、基本的に大きくあらすじは変えておりません。結論の部分でございますけれども、ポイントとしては、これは塩野議員だったかと思いますけれども、やはりデータがログインによって得られるのはビジネス上もかなり重要なところがあるということで、少なくともユーザーへの事前同意が必要ではないかという御示唆もいただいたところであります。

そういう意味で、Chromeのログインについて我々が見ているところでも、事前にユーザーの同意を取っている場合とそれがない場合といろいろあるように見受けておりますので、ここは事実関係を詳細に見ておりますけれども、事前同意がなされているような状況であれば特に何らかの規律というところまでは必要ないのかなということでよいのかどうかということでございます。

以上がデータに関してで、もう一つの塊がデバイス、0S等の諸機能へのアクセスの関係でございます。これもその後、追加情報などを加筆しております。

まず、Mini Appに関してでございますけれども、これはネイティブアプリに許された機能へのアクセスをMini Appでも認めるかどうかということで、Appleは認めていないということなのですけれども、どうも他国のアプリにおいてはこれが広く使われているように見受けられるのではないかということで、公平性の観点でどうなのかということで引き続き事実関係を確認しているところでございます。

この点について、こういう規律を今Appleが入れているのは、アプリ内のMini Appだと 全部チェックできないのでセキュリティーリスクがあるといったことを言っているわけで すけれども、仮にそういうものを認めているものがあるのだとすると、これは本当にセキュリティーリスクという理屈が立っているのかというところでちょっと検証が必要なのではないかという問題提起でございます。

それから、NFCチップでございますけれども、ここも追加情報を加筆させていただいているところでございます。特に事業面、競争環境への影響ということを中心に加筆させていただいておりますけれども、中間報告で述べていた部分もあるかと思いますけれども、今はNFCチップを利用した決済サービスをデベロッパがやろうとするときはApple Payを経由しなければならないことになっているので、iPhoneでやろうと思ったら必ずAppleと交渉が必要だということで、そういう意味で立場上不利な契約条件を受け入れざるを得ないようなことが起こり得るということ、それからNFCの仕様が開示されていないがゆえに、本当に実装できるのかどうかというのが不透明なまま交渉をしなくてはいけないという不確実性の問題、あるいは追加コストが発生する、それからAppleの実装を待たざるを得なくてスピード面、時間的にも不確実性がある、あるいは長くかかってしまうといったような、ある種Appleと交渉せざるを得ないがゆえの様々な弊害が生じているということ。

それから、サービス展開としてもApple Pay経由でありますから、Apple Payを取り扱わない店舗ではなかなかそれを経由してのサービスはできないということで、当然自らのサービスの特性を生かした事業展開というのが困難になっていて、ユーザーに多様なサービス提供が困難になっているという点。

それから、直接Apple Payを経由せずにNFCチップを使ってサービスを提供する場合は様々な有用なデータを活用し、それによってキャンペーンなどの決済サービスを通じた多様なサービスの展開が可能になるわけですけれども、Apple Pay経由になっているがゆえにそこにも不自由が生じているということ。特に日本の場合はiPhoneのシェアが半分以上でございますので、こういったサービスを日本で展開しようといったときに、Apple Pay経由にしなくてはいけないとマーケットが事実上半分になってしまうので、事業展開の判断のときに影響を与えているといった視点。

それから、Appleのほうでは、ほかのものを直接認めてしまうと切換えが必要になってくる。その手間がかかるのだということでありますけれども、それが煩雑かどうかというのはユーザーが判断すればいいことであって、それであるがゆえにこれが認められないということは十分な理由にもなっていないのかなということで、以上を踏まえてかなり競争上の影響が大きい中で、セキュリティー上の懸念にも対応しながら、こういった競争上の弊害がないような形で、より制限的でない形の方策が求められるのではないかといったことで整理させていただいております。ドイツでも同様の措置が求められていて、これは施行されているということであります。

以上について、ここも大きく修正はあるのですけれども、Mini Appの問題というのは Appleとのイコールフッティングとちょっと整理が違う関係もございましたので、分けて 整理していますけれども、Mini Appの問題については基本的に先ほど申し上げた予見可

能性とか、分かりにくい、あるいは公平性の問題というのは透明化法の中で対応できるものは対応しつつ、より問題が深刻な場合は、今回御検討いただいている公平かつ合理的、非差別的な取扱いの規律によって対応するということがあるのではないか。

中間報告の各論26番、27番のようなものはアクセスに関してのイコールフッティングの規律ということを適用していくということがあるのではないかということでございます。ここで論点として、とは言ってもアクセスの対象となるものについても、その性質によっては例外を認めるようなこともあり得るのではないかということで、ここについて一定の例外を認めることについて、そうすべきだということになるのかどうか御議論いただければと思います。

その際に、別途御議論もいただいておりますけれども、正当化事由としてどういうものを定めるかということで、必要最小限のものを限定的に列挙して具体的に規定するということ、その正当化事由についてはOS提供事業者に対して一定の説明を課すような仕組みにしてはどうかといったことも御提案でございますので、御議論いただければと思います。それから、具体的にこういうアクセスについてどういう例外事由があるかということで、我々ももう少し精緻に検討しなくてはいけないですけれども、例えばDMAなどは機能しな

我々ももう少し精緻に検討しなくてはいけないですけれども、例えばDMAなどは機能しなくなってしまうようなものは例外として認めましょうということでありますけれども、この機能の完全性ということでよいのか、セキュリティー、プライバシーというものはどのように整理されているのかというのは今精査をしているところでありますけれども、セキュリティー、プライバシーの保護といったことも含めて対処すべきかどうかということについて、今日の時点でも皆さんの御意見等があればと思っております。

もう一つの論点でございますけれども、機能のアクセスといってもどれは例外が認められるのか、どれはイコールフッティングに対応しなくてはいけないのかということを特定していかないといけないのだろうなということで、それについて何らかのガイドラインにするのか、あるいはDMAでもありますように個々の機能へのアクセスについて、これについて例外としたいという場合にそれを確認してというプロセス、枠組みを設定する必要があるかどうかということも併せて御検討いただければということでございます。

それから、ボイスアシスタント、ウェアラブルについても基本的に機能アクセスの関係 がございますので、こちらのほうで併せて御議論いただければと思います。

まず、各論2となっているこれは、いわゆるサードパーティーのボイスアシスタントが、スマホ上で起動するときに声をかけるウェイクワード、Siriなら「Hey Siri」いったようなものへの対応ができていないということについて、イコールフッティングになっていないのではないかという点でございます。これはGoogleも同様なわけですけれども、Androidにつきましては先日の御議論でも整理させていただいて、Googleは、OEMがサードパーティーのウェイクワード技術を有効にした場合ウェイクワードで起動することができると言っている状況でありますけれども、後からインストールされたボイスアシスタントについては、ウェイクワード機能の実装が想定されない仕組みになっていて、それにつ

いてどう考えるかということで、いろいろと実態を調べてきているところであります。

ハードウエア的な対応も必要になってくるということなので、OEMの判断というのが出てくるわけですけれども、このOEMの判断に対して契約等でインセンティブが湧かないような状況をつくり出しているような場合については、迂回的な手段を講じている場合に対する規律ということで対応するということも考えられるのではないか。この点についてはプライバシーについてよく考えなくてはいけない点でございますけれども、プライバシーについては、例えば典型的には、要はウェイクワードなものですから、アクティベートされる前に収集するデータの取扱いとしてきちんと捨てなくてはいけないということであるとか、すぐに立ち上がってしまうようなウェイクワードだとユーザーが意図しないところで立ち上がってしまうというリスクがあると言われているわけですけれども、現状のボイスアシスタントでは、こういったものに対してはウェイクワードを簡単に立ち上がらないようなものにするとか、データをすぐ消すといったことは行われておりますので、アプリ審査等でそこをチェックしていくということで可能ではないか。アプリ審査でチェックできるような形に加えて、例えばOEMによる予めの検証やアプリ審査等によって安全性が確認されたボイスアシスタントに限定する形で対応することが可能なのではないかということでございます。

それから、端末への影響ということで、ウェイクワードによる立ち上げを待機しなくてはいけないということで消費電力の問題がありますけれども、これも数を限定したような形での対応ということで克服することができるのではないかということでございます。 Appleのほうは引き続き回答を待っているところでございます。

それから、機能についてでありますけれども、その他の機能として例えばセルフィーについて、サードパーティーのボイスアシスタントが利用ができないという問題がございますけれども、ここは結局ボイスアシスタント提供事業者とアプリの提供事業者との間で解決できる問題なのか、そこにOS提供事業者の関与が必要かというところが、サードパーティーのボイスアシスタント事業者からは判然としないというところがどうも本質的な問題になろうかなということでありますので、こういったことも含めて対応を考えていく必要があるのだろうということでございます。

具体的な事例は以上なのですけれども、これらについてはいずれにしても機能へのアクセスのイコールフッティングの問題ということで、先ほどの26、27のところで出てきたような規律を入れることで対応してはどうかといったことでございます。

それから、ボイスアシスタントの各論6というのは、Appleがボイスアシスタントに対応するということについて、利用の用途に制限があるということでサービス展開が難しいという問題でございます。こちらについて、前回の資料から大きく変わってございませんが、前回特段コメントや御意見がなかった点でございますので、改めてでございますけれども、まず、このように、ボイスアシスタントに対応するカテゴリーを制限してはいけないという規律を入れるかどうかということについては、そこまでのニーズが今のボイスア

シスタントにはないのかなということで、そこまでの規律は不要ではないか。

他方で、そういったカテゴリーの限定がApple自身のアプリにはどうもかかっていないようにも見受けられるということで、もしそうであるとすると、ここはイコールフッティングの規律の対象にすべきではないかということでどうかということでございます。

最後に、ウェアラブルのアクセスのところでございますけれども、こちらのポイントはiPhoneとサードパーティーのスマートウオッチとの接続がiPhoneとApple Watchとの接続等の状況と比べて不利な状況になっているのではないかということでございます。ここについて、特に接続のところについてはBluetooth Classicという容量の大きなデータのやり取りができるものがサードパーティーとの間では用途が限定されている、汎用的なものについては提供されておらず、それを使おうと思うとMFiの認定を受けなくてはいけないという制約がされているということで、スマホとの接続というのが非常に重要な中で、大容量の伝送に制約がある、あるいはその代替手段としてWi-Fiを使うということは電力消費が多くなるということで、バッテリー消費も多くなるということで、ここはイコールフッティングの観点から問題があるのではないか。

それから、ペアリングの際もiPhoneとApple Watchというのは自動的にiPhone側が検出してということになっているのですけれども、それがサードパーティー側には提供されていないということで、この点についてもどうかということでございます。

ということで、基本的にこれらについても機能へのアクセスのイコールフッティングの問題でございますけれども、これは周辺機器に対してもやはりそういうイコールフッティングを求めていくということでどうかということでございます。

前半の最後でございますけれども、ボイスアシスタント、ウェアラブルについて、市場がまだ変化している途上なので今すぐに規律を入れるのはちょっと待ったほうがいいのではないか。ただ、問題が深刻化しないように状況を注視、あるいは懸念の状況、市場の変化を注視していこうということで、3つの枠組みで適宜迅速に政策提言などを実施する、あるいは独禁法上の問題があれば即座に対応する。それに加えて、さらに何か迅速に対応できるような仕組みが要るだろうかということを検討しようといったことを御提案いただいていたところでございます。

これについての具体的な仕組みでありますけれども、まず情報収集体制については、基本的に関係省庁の御協力を得ながら、内閣官房が中心となって情報収集を行っていこうということで、相談窓口、あるいはウェブサイトを通じて情報を内閣官房でも集めたり、公取にも御努力いただいて、公取にもそういう窓口がございますので、そういうところを活用いただく。経産省もプラットフォームに関する実態を集める情報窓口があって、総務省もいろいろな調査をやられているということで、こういう各省を我々内閣官房のほうで役割分担しながら、適宜調整をしていきながら情報を集め、かつ情報共有できるようにしていってはどうかということでございます。

2点目が、注視スキームの具体的な内容でございます。 a の政策提言は随時やるという

ことで、これはこのとおりやるということだと思います。独禁法上も厳正に対処していくということで、論点は、3つ目のさらに加えて弊害に迅速に対処できる何らかの枠組みが要るかどうかという点でございます。この点について、現行の独禁法だったり、EU、ドイツの状況についてさらに精査を進めてまいりました。

結論から申し上げますと、現行法の枠組みをうまく使っていくことで対応するということかなということでございますけれども、独禁法においては御存じのように緊急の必要があると認めるような場合で違反する疑いがあるような行為がある場合に、公取が裁判所に求めて緊急停止命令を出してもらうという70条の4というものがあるということで、何件か実績もある状況でございます。

EUについても同様に競争に対しての回復不可能な損害と同じような要件があって、暫定命令措置ができる。

DMAは競争への影響ではなくて、ビジネスユーザー、エンドユーザーへの回復不可能な 影響という取り方をしているというところが特徴でございます。

ドイツは競争制限禁止法で手当てされているということで、同様の規定があるわけですが、最近改正がなされておりまして、競争の保護だけではなくて他の事業者に対する重大な損害との両方をカバーしようということ、それから回復不可能というところまでは求めないという改正がなされている一方で、その改正の際に当事者が反証できる機会を与えるということであるとか、措置の効力が1年を超えることができないといった制約もかかるということでございます。

以上を踏まえて、結論としては、違反が疑われる行為の存在、あるいは事後的に回復が 困難な場合ということの緊急性が要件となる中で、さらにこれを緩めるとすると、例えば そこまで疑いがあると言えないところまで広げるのかということが考えられるのですが、 そこまでいくと事業者に過度な負担になるのではないか。海外と比べても、実績としては 日本は比較的少ないとはいえ活用がされている状況であること、あとはドイツのように、 要件を緩和したものと併せて、反証の機会だったり、1年に限定されるということで制約 がかかっているということを考え合わせると、今の独禁法の枠組みをうまく使っていくこ とが妥当ではないかという検討結果でございます。

ちょっと長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、議員の皆様から御意見、御質問をいただき、3人ずつ区切って必要に応じて 事務局から回答をいただきます。

では、最初に生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

御説明ありがとうございました。

私から幾つか簡単にコメントというところでございますけれども、一つは56ページから57ページの事業者生成データへのアクセスというところについて、これは現時点でニーズが明確化しているのが返金処理のところのみというところではありますけれども、一つの考え方としては、それ以外のデータも政省令レベルなのか、様々なほかの方法で必要に応じてきめ細やかに追加していくような枠組みを設けることも考えられるのではないかと思いました。

2つ目が、71ページ以降のブラウザログインの事前同意のところでありますけれども、これはぜひどのように同意を取られているかということを精査していくとともに、これは個人情報等の世界でも常に言われるところでございますけれども、その同意というのは果たしてどの程度しっかりとした実質的な同意になっているのか。これはまさに個人データの組合せといったところにも広く関わるところでございますので、そういう同意の実質性というところもよく見ていく必要があるかなと思います。

あとは、75ページ以降のNFCチップ以降の論点については、まさしくアクセスのイコールフッティングというものをしっかりと確保していくことを大きな原則としながら、様々な形での調整を行っていくという形でバランスが取れているのかなと思います。その中で、やはり例外を認めざるを得ない、認める必要がある場合というのは生じてくると思うのですけれども、このことについては幾つか選択肢も示されておりましたが、ガイドラインのようなものを設ける必要は恐らくあるのだろう。

他方で、その具体的な実施というものを完全に事業者さん側にお任せしてしまうのではなく、お書きいただいたような一定の説明責任というものをちゃんとお願いしていくという観点からすると、こういった理由に基づいてこういった制限を設けているということについては行政当局の側が確認をする。それに基づく規制対話というものをしっかり行っていくことで、これはほかの項目にも様々な形で関わるところですけれども、まさに何が果たしてインテグリティー、セキュリティー、プライバシーなどに必要なのかということについての社会全体での共通認識を明確にしていくということが望ましいのかなと思います。

あとは、バーチャルアシスタントのウェイクワードについては、今の時点で法的に踏み込むかというところはともあれでございますけれども、しっかりとそれがどういう条件で機能して、どういったデータの使われ方をしているのかということを、消費者も含めた形でしっかりと分かりやすく、問題点があればしっかりと彼らにインプットしていくことができるような枠組みというのも念頭に置きながら、具体的な措置を固めていけるとよいのかなと思います。

差し当たり以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濵議員、お願いいたします。

○川濵議員

どうもありがとうございました。

それでは、私からは最初に54ページ以下のオプションAとDとの関係の部分でございますけれども、これは既に議論がなされた部分ですけれども、補足的に感想をコメントさせていただきたいと思います。

オプションAとオプションDは、オプションDがオプションAを補完する関係にあるということは確かで、取りあえずオプションAでいって、オプションDに関してはちょっと 状況を見るというのが原案だったかと思います。

それに対して、幾つかの留保があったかと思うのですけれども、オプションAに関しては情報管理体制がどうなっているかということのチェックが肝要だということになりますが、オプションDというのは情報管理体制の中の一形態で、遮断までさせるのかという方法に焦点を合わせたものと言えます。さらに、情報管理体制の問題としては、例えばどの部分がどういう形で情報管理するかという組織的な対応づくりがどうなっているかということをチェックすることになって、例えば情報を目的限定で使うという場合であってもどのような形でユニットをつくるか等々の問題と関係してくるので、これに関してはどのような体制を取るかに依存して決定するものです。これをいきなり遮断措置という形で要求するのは厳格すぎるという印象で、これは原案のとおりで、しかし、情報管理体制の状況をしっかり確認した上で、疑わしい事例が発生した、あるいは現にうまくいっていないことが明らかになった段階で管理体制の強化というところで必要な措置として遮断措置を設けることもオプションに入りますという程度のことは必要ということだと思います。

これでいくと、結局オプションDは独立の項目ではなくて、管理体制に対するチェックによって追加的な措置を命じることもあるという形の書きぶりになろうかと思うのですけれども、そういった方向でいいのかなという感じがしております。

なお、ソーシャル・ログインに関しては特に付け加えることもいたしませんけれども、 ログインに関しても原案の方向性が適切ではないか。

それから、アクセスの平等の問題ですけれども、これは基本的にデータの取得・利活用 に限らず、それを明示的に書くことも今回の追加的な規制の中の眼目かとは思います。

それに対して、例外措置の問題に関して、少し確認したいことがあります。EUにおいて完全性といったときの内容が私はちょっと理解できていないところがありまして、確かにインテグリティーは本来の機能が果たせるということから、動くか動かないかというレベルでインテグリティーを考える場合もあれば、特に法律的な用語で使うときにはインテグリティーの中に本来備わるべき安全性等々も加味して考えるところがあるので、完全性という言葉を日本語に置き換えるときには、もともとインテグリティーという言葉自身を日本語に置き換えるときは法律用語として使う場合にも頭を悩ませるところなので、我々としてはこれはある程度ブレークダウンした形で具体的に書いておいて、その他はキャッチオールクローズに入れるという形でしかできないのではないかなという印象を持っております。

それから、最後のウェアラブルに関しての注視スキームの問題は、独自の新しい制度を考える必要がないというのはまさに原案のとおりだと思うのですけれども、ウェアラブルに関しては発展途上で、まだ今もいろいろな形で停滞している部分が特にボイスアシスタントなどの場合にはあるかも分からないけれども、これが今後のエコシステム間の競争の場合のキーになってくる可能性があって、そこで反競争的な行為をやることの弊害が大きい可能性があることから、継続的な注視に力を入れてもらいたいということは強調しておくべきではないかなと思いました。

私のほうは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

前2人の方とちょっとかぶるのですが、私も52ページ以下のオプションDの情報遮断の話からお話しします。

これまでの議論では、何でもかんでも情報遮断するのではなくて取得データを競合サービスにおいて使用するというオプションAの補完として情報遮断を用いるので、その目的で用いるときには情報遮断をしたらどうかというお話だったと思います。そうだとすると、52ページに書かれているGoogleの反論というのはあまり意味をなさない、要は、広い情報遮断が念頭に置かれた反応になっているかと思います。

ただ、情報遮断までいきなりというのは確かにちょっとやり過ぎ感があるということでしたら、川濵議員が言われたように、ここでは次なる一手と考えるか、少し厳しいかもしれませんけれども、目的を限定しつつ、何か問題が生じたときにデータ記録を管理できるようにする、つまり外部から検証できるようにデータサイロ化してアクセス記録を取っておいてもらうということぐらいが落としどころかなと思いました。

そういう意味では、オプションDという形で明示するよりは、オプションAの押さえという形で、データ使用の条件や管理体制に加えて外部から実際にその管理体制が実効的に機能しているかどうかというのをいざというときに検証できるようにするため、客観的記録を取ってもらうということとしてどこかで残せないかなというのが私からの意見になります。

それから、63ページから65ページ辺りのソーシャル・ログインのお話もここと少し関係するのですが、65ページだと議論は収れんしつつあるということでしたけれども、私は比較的ソーシャル・ログインに関しては悪性が低いと思っていまして、中でもAppleがソーシャル・ログインをしたことによって得たデータについて情報遮断をして、他社排除に使っていないとか、広告獲得のために使っていないということを確保できるのであれば、悪性がかなり低くなります。それでも、アプリ事業者への負担や不利益というのは残るか

もしれませんが、こういったものを自社サービス優遇だと言い切ることも難しいと思いますので、情報遮断をやっている場合には特に問題性は低いという形で正当化を許してもいいと思っています。

それから、78ページの機能の完全性、正当化事由のお話は、私も十分に分かっていないのですけれども、DMAの10条に義務を免除する規定がありますが、そこではパブリックセキュリティーとパブリックへルスに関して義務を免除することがあると書かれていますので、パブリックセキュリティーに関してはセキュリティーの中でもパブリックがついているのでちょっと限定的かもしれませんけれども、これに関しては一定の正当化事由にはなるのだろうと思っています。

逆に言うと、プライバシーがどこまで加味されるかといったら相当あやしいかなと思うのですが、セキュリティーのほうは少なくとも一部は正当化事由に入ってくるのではないかと思いました。この10条との関係をどう考えるかはよく分かっておりませんので、引き続き教えていただければと思います。

それから、ボイスアシスタント、ウェアラブルの話ですけれども、ウェアラブルのほうはこのとおりの対応で私は納得しているのですけれども、ボイスアシスタントのほうは、DMAのほうでバーチャルアシスタントがコアプラットフォームサービスとして入りましたので、DMAとの見合いで規制対象から落ちないようにしたほうがいいのではないかと思いました。現段階でDMAが対象としているような行為についてまで落とさなくてもいいのではないかというのが意見になります。

特にボイスアシスタントといったときとバーチャルアシスタントというDMAの対象というのはちょっとずれがあるようにも思いました。ボイスに限定した話では特に落とす必要はないかなと思いましたが、ほかにチャットGPTみたいなサービスなど、検索に代わるような新しい技術みたいなものが出てきたときに、そういったことに対する規制もDMAのほうでは網をかけているのであれば、我々も網をかけてもいいのかなと思うぐらいなので、少なくともボイスアシスタントについてはDMAの対象と合わせる形のほうがいいと思いました。

以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、ここまでで事務局からリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

今の段階でお答えできるところをお答えしたいと思いますが、生貝先生からありました 生成データへのアクセスのところですけれども、ここは我々もどうしたものか悩んだとこ ろはあるのですけれども、もちろんニーズが返金以外のところであるのであれば、という のはあったのですけれども、そこでどこまで弊害があるかというところがそこまででもな いように感じられたのと、一方で、これをやろうとすると、事業者側に求める負担が結構 大きくなる可能性はあるということのコストとの見合いも考えていくと、少し対象を限定 した形にするのかなということも考えての判断でございます。

あと、もちろんこれをやろうとするとプライバシーのところをどうするかといった問題 もあるので、便益とコストとの見合いをどう考えるかというところで御提案させていただ いたところはどうだろうかということでございます。

それから、たくさんありましたので少し飛ばしながらで恐縮ですけれども、川濵先生からありましたところで、オプションDの件はこの後の皆さんからも御指摘があろうかと思いますので、それもお聞きしてと思いますけれども、お二人のお話はどちらかというとAの中の補完ということで、そこの執行の中での対応ということで共通されていたのかなと思っております。ほかの方々の御意見もお伺いしてからと思います。

それから、アクセスの平等の例外のところなのですけれども、まさに川濵先生がおっしゃったように、インテグリティーの意味が何をカバーしているのかというところは我々のほうでまだ精査中で、EU当局への問合せなどもしていかなくてはいけないところもあるので、我々のほうもDMAがどうなっているかというのをクリアにし切れていないところがあるのですけれども、御指摘があったように、DMAの中で、インテグリティーとセキュリティーの関係がどう整理されているのかなど、その辺りはもうちょっと解像度を上げていきたいなと思っていて、途上の段階で大変恐縮ですけれども、御指摘のとおりだと思っております。

それから、伊永先生からお話がありましたソーシャル・ログインのところは、前回の御議論とまた少し違ったアングルでの御指摘であったと思いますけれども、これもこの後の皆様方から御意見をいただければと思いますが、我々としては、Appleのほうはデータを使っていないと言っている中で、とはいえ、これは事業者などに聞いても、アプリストアをやっているがゆえにこういう自分のものの表示の義務付けができているというのは、自社優遇の程度としてもどうなのかという問題意識はかなり高いのかなと、競争環境への影響ということも含めて行為としてどうかというところを見てもいいのかなとは我々としても思っているところでありますので、その辺りはどうかということかなと思います。

それから、最後に御指摘がありましたボイスアシスタントはDMAの対象になっていて、あれはいろいろなものが規律の対象になりますので、率直に申し上げますと、ボイスアシスタントについて中間報告で御議論いただいたときに規律をどこまでかけるのかということで仕分けをしていただいたということで、DMAとの比較では規律にかかる部分とかからない部分で差が出てきてしまうのかなと思っておりますが、そこは我々の御議論いただいた事実認定としてそういう判断を中間報告でしていただいたということを、今そこで大きく変えるところまではないのかなとは思っておりますけれども、そこの辺りをどう考えていただくかということだと思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、塩野議員、お願いいたします。

○塩野議員

ありがとうございます。膨大な内容を取りまとめいただき、ありがとうございます。大きく2つコメントさせていただきます。

一つは、ちょっとお伺いしたいのですけれども、全体を通じて例えば透明化法などがある中で、事前規制的になるものには大分ガイドが必要かなという印象を受けておりまして、例えば緊急停止命令や暫定措置なども、結局プラットフォーマー側から見た場合に予見できる予見性を担保してあげないと、運用上どうなるのかなということで、現状の考え方を教えていただければと思います。

私はプラットフォーマー、デベロッパ、ユーザーの三者がいるとしたら、ユーザーの安全性・利便性が第一義に来て、それが正当化されていくという考え方がよいと思っているのですけれども、プラットフォーマーから見た際に、予見性が担保されないと分からないみたいな話をどういうふうに運用していくのかなということで、現状の考え方を教えてほしいと思います。

2点目ですけれども、御議論にもありましたソーシャル・ログインの、私が以前コメントさせていただいたブラウザログインですけれども、ここもしっかりディテールを見ていくと、ユーザーの選択肢を提示するというのもあるのですが、実例として例えばログインせずにChromeブラウザを使用していると、サインして続行しませんかという度重なる推奨が出てきた際に、それは強制はされていないですけれども、何度も何度もサジェストが出てくるみたいものをどういうふうに見るかとか、実際のディテールを見て、サジェストされ続けたのでログインしましたみたいなときに事実上強制されている気がするなとか、そういう細部のところが結構難しいなと思っております。

あとは、ログインする際にも自分が持っている複数のアカウントが表示されたりするわけですね。そうすると、今まで自分はログインしていなかったけれども、自分が幾つかのアカウントを持っているユーザーであるというのを認識され続けているというのは、ユーザーからするとこれはどういうことだったのだろうと思ったり、自分のビヘービアがどこまで知られているのだろうと思ったり、実際に使っているとそういうことが起こるかと思いますので、そこに対して先ほどの自社優遇であったり、プライバシーの問題というのを現実に即してどうするのかなと思いました。

同様に、プラットフォーマーがパワーを持ってスイッチングコストを高めているという 文脈で、ポータビリティーのお話もありましたけれども、ユーザーの利便性を考えたり、 選択の余地を与える場合に、こういったところもどこでユーザーがスイッチングコストを 事実上高められているのかというのはここで詳細に皆さんが何度も画面を見て研究されて いると思うのですけれども、見ておくべきかなと思いました。でないと、プラットフォー マー側はかなり反発してくるのではないかなということがございました。 私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございました。

各論点それぞれにつきまして、結論としては事務局のほうでまとめていただいたものでいいのではないかと思います。各議員から御指摘をいただいた疑問点などはそのとおりだなという部分もありますが、なかなか正解がない点なので、より正確には私としては強くこれではおかしいと思う部分は現状で反映していただいているという認識でございます。

先ほど塩野議員から出てきましたけれども、細かいことをちょいちょいやってきていることが蓄積して一定の効果をもたらしていることというものも結構たくさんあるのだろうとは思っておりまして、ソーシャル・ログインというのもある意味そういう細かいものの蓄積の一つだということではあるのだろうなとは思うのですけれども、今回は大きなところを全体的に一定の手当てをしようとしたということでは重要なものが取り上げられていると思いますし、逆に言うと、これで全部かと言われると多分全部ではないということだろうと思います。また、今回選んだものが絶対正解ですかと言われると、もしかすると強過ぎるかもしれないというものもあるかもしれないなという感じはしているのですけれども、全体として不合理にはなっていないということは多分言えるという意味で、事務局の今いただいている御選択、御判断に賛成するという趣旨でございます。

一点、ボイスアシスタントのところの全体的な評価をどういうふうにしていくのかみたいな各論のところは、なかなか現状悩ましいところではあるというのはそのとおりでございまして、先ほどジェネラティブAIの話も少しありましたけれども、マーケットの環境でいろいろサービスをやめているとか、あまり普及していないではないかというのはそのとおりであるものの、だからといって事業者に与えるメッセージを間違ってはいけないという部分も恐らくありまして、事務局のほうでもおっしゃっていただいたとおり、一応注視はしていくということなのだろうと思いますので、ボイスは全然問題なしと思われないような形で全体が表現できていればいいのかなと感じているということでございます。

なので、総論として日本の政府が引き続きボイスとウェアラブルは注視しているという ところが残っていたほうが、日本は今何を考えているのですかと言われたときにそういう ふうになっていると対外的に言えることは結構大事かもしれないと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

まず、全体の話として、幾つかもともとの案の中でこれはあまり大きな問題ではないもの、例えば事後開示については事前にやっておけば企業の負担が減るように事後開示の義務はなくすとか、要するにめり張りがついた形でまとまってきたのが着地点として非常に重要だと思う。この後も引き続き会社側からここは難しいとか、負担が大き過ぎるということがあったときに、めり張りをつけていかないと、やはりどんな法律でも森羅万象を完璧に細かく捉えるというのは絶対に無理な話なので、法律をつくる以上、増島先生がおっしゃっていたみたいに、ある意味重要なものだけは捉えているという、フィクションみたいなものも立てつけとして入らざるを得ない。現実の対応可能なラインというのを引き続き見つけていただくのがいいと考えます。方向性としては今御説明いただいた内容がその方向になっているのではないかと思いました。

その例として、正当化のところなのですけれども、機能としての安全性というよりも安全保障という観点は、あまりにもセンシティブなので、メディアなどもあまり書かないし、特に政府系の組織などもあまり外には言わないような話で、携帯電話というのは国民がこれだけ持っている、使っている機械なので、そういう話もいろいろ出てくると思うのですね。

そこまで怖い話でなくても、年末にちらっと見たマイナンバーカードを携帯に入れましょうなどという話が出てくると、普通のセキュリティーみたいな今まで議論していたのと違うことになるので、その辺もうまく反映できるような動ける枠組みに落ち着かせることが非常に大事なのではないか。

あと2つ、テクニカルな話を念のためということであえて申し上げると、自己優遇のところで、欧州のルールは基本的に行為さえあればというか、目的が黒いことが事実上推認されてしまうような建付け、実際の害がなくても基本的に黒というところなのですが、これはもともと欧州のカルテルで始まった、オブジェクトが悪かったらエフェクトはなくても事実上黒だみたいな発想をこれにも使おうとしているというのがあると思います。

実際のところ、今回このデジタルの法制が入っても絶対に彼らはそれをやるのですけれども、要するに抑止力を上げるためにオブジェクトや行為の最初の部分があれば、エフェクトは大したことなくても黒なのだよということをすごく表面上売り出していて、ただ実際の案件ではダメージがどのぐらいあったかというところに時間も証拠の数も物すごく費やして、全然ないものはやはり彼らは案件としてやらないという実態があり、行政庁として非常に緻密である。

だから、その辺の字面で欧州がというのをそのまま受け入れて、日本の法律も字面でそうなってもいいのかもしれないのですけれども、欧州は実際の運用ではやり過ぎにならないよううまくやっていることを忘れてはならない。一部は消費者庁がやってもいいのかなと思ったのですけれども、どこの組織に落ちるのか分からないですが、案件としてやるの

であれば、やはりすごくギアをかけて霞ヶ関の中でこの分野をやる、しかも案件という形でやるキャパシティーを育てる必要があって、量という意味だけではなくて能力的にもすごく勉強することが必要ですから、法律をつくるというその先の話も考えた上でこの法律をつくらないとワークしないというのをお話しできればと思いました。

それとリンクするのですけれども、緊急停止命令もルールとして入れるというのは今も 独禁法に入っている訳ですが、以前もちょっとお話ししたかと思うのですけれども、これ は欧州も使おうとして、結局実際に使ったときにやられた会社から真っ当な反論ががんが ん来て、当局が適正手続の観点から倒れないかというところなのですね。

それで、何が起こるかというと、適正手続なので当局あるいは裁判所がどういう証拠を基に、どういうダメージがあって、なぜ1年とか2年待ったら駄目なのかという比較をする問題で、スパイラル効果があるからとか、いろいろな決まっている論点があるわけなのですけれども、それに関するインタビューなり、いろいろな記録を全部開示することが前提なのですね。それを開示した上でそれを会社側がレビューして、反論して、そうだねとある程度納得して前に進むというのが法治国家の基本であるという発想が欧米の会社にはある中で、もし日本が緊急停止命令を実際にやり始めたときに、今実際に各省庁にそういう十分な手続を確保する能力があるのか、もちろんもっと足りない国もいっぱいあるのですけれども、調査された会社からの反論をがんがんやられてきた欧米の当局に比べると、日本は3分の1もいかないぐらいしか開示していないのですね。この分野でもしその開示の対応を含めて適正手続保護のルールができないまま突っ走ったときに、日本という国のクレディビリティーとか、先進国の一員であるというクレディビリティーに関わってくる深刻な話だと思います。

だから、そこは法律にどのぐらい書くかは別として、ガイドラインや規則などに落ちていく話なのかもしれないのですけれども、実は緊急停止命令の本当の課題はそこなので、ぜひそこを念頭に置いたプロセスをこれから進めて議論していただきたいと思いました。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで事務局からリプライはございませんでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

ちょっとお時間も押しているようなので、後でまとめてお答えいたします。

○依田座長

承知しました。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

ありがとうございました。

私は前回と前々回はたしか欠席しておりまして、事前の説明を受けたのでやや浦島太郎

的になっているのですが、今回頂いた資料を拝見し、また論点を説明していただいて、基本的なところは増島先生がおっしゃったとおり、こうなるのだろうなというところに落ち着いていると思いまして、妥当なものであると思っておりまして、あまり個別の論点について言及しないでおこうと思っていたのですけれども、何点か出てきました。

一つは52ページの辺りで、オプションAが採用されてDをどうするかという話で、前回の議論を十分に認識していないのですが、先ほどの話をお聞きすると、Aの補完手段として管理体制を確保するという関係で場合によっては情報遮断をする、あるいは類型によっては情報遮断をするという形で、ちょっと立場が違うように見えましたが川濵先生、伊永先生がおっしゃっていて、そうなのだろうなという感じで受け取っていまして、あるいは管理体制というものがあって、そこの中のいろいろな手段の一つとして位置づけられるのかなと思ったりしておりました。特に言及する必要はないのですけれども、そういう印象です。

それから、ソーシャル・ログインのところは伊永先生の御指摘でどう考えたらいいのかと考えたのですけれども、これについては、Appleの場合はもともと垂直統合モデルだったので、OSがあって、様々なレイヤーで自ら様々なサービスを提供してきたわけですね。これはGoogleと違っているわけで、そのような中において、現在、新規参入者がそれぞれのレイヤーで入ってこようとしているときに、自己優遇といってもいわゆるレバレッジで、OSからいろいろな競争が行われているレイヤーに出ていこうという話もあるかもしれませんが、それはあまりAppleにはなくて、むしろいろいろなレイヤーでもともとそれなりの強い力を持った有力なアプリ等を持っていたりする。そこに新規参入者が入ってくるときにそれを阻害すると考えるのかどうか。

一つの考え方は、垂直統合モデルだから全部何をやってもいいのだという極端な考え方もあるとは思いますが、現在はそうは考えられていないと思いますので、新規参入者が排除されないかという点が多分ここでいう自己優遇になると思うのですね。狭い意味の自己優遇ですけれども、広い意味の自己優遇も当然議論されていると思いますけれども、狭義の自己優遇が認められるかというのが伊永先生の御意見だと思ったのですけれども、そのように考えた場合には、今言ったような形で新規参入を阻止するという場合には様々な手段が使われていると増島先生もおっしゃったかと思いますが、そのように思われますので、その中のソーシャル・ログインはかなり重要な手段の一つになっているのではないのかなというのがこの報告書の認識ではないのかなと思います。それだけではなくてほかのいろいろなことが合わさってそういう新規参入が困難になっているのではないか。NFCの話、あるいはこれはソーシャル・ログインとは関係しませんが、Apple Watchとか、大体そういう形で様々な手段が使われているのかなと思うと、狭義の自己優遇が直ちに明確に行われているかどうか分からないので、介入しなくていいということには多分ならないのかなという印象を持っています。

それから、いろいろとあるのですが、事前の同意のところは生貝先生がおっしゃったと

おり、この事例も含めて本当に事前の同意ができているのかどうかというのを検証する必要があるのかなと思いました。

それから、最後のところの必要な措置でしたか、ここでも出てきました緊急停止命令などの議論については、私なりに頭の整理ができていなくて、この問題というのは、ボイスアシスタントとウェアラブルに関して、現在市場が未成長だけれども、今後急速に大きく成長する可能性があると。そのときに、急速に反競争が起こるかもしれないので、それに対してどういう対応をするかということで緊急停止命令やその他の措置が必要かというお話になっているのかと思います。

ただ、この問題というのは多分総論でも出てきて、全体の問題について既存の独禁法の手段、それは緊急停止命令を含みますが、それにより規制できるのかどうか。できないとすれば、例えば独禁法を改正して、既存の実体法で違法とされる行為について立法で新しいエンフォースメントをつくるのかという論点と、もう一つは、例えば事前規制を新たに導入する場合のエンフォースメントとしてどんなものがあるのか。この2つの問題が総論で議論されている、あるいはされるのだろうなと思います。

そうすると、前者の問題の既存の独禁法で何ができるかという論点というのも総論にあるとするならば、ここのボイスアシスタントとウェアラブルのところであえて強く緊急停止命令が十分かとか、それ以上のものができるかとか、あるいは外国ではどうなっているかをあまり熱く語る意味がないような気がするので、特に比較法などの部分というのは総論でもたしか論じていたと思いますので、そちらのほうで論じて、そちらをリファーする程度でもいいのかなという気もします。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

これまでにお話しいただいた先生方の意見とかぶるところがほとんどなのですけれども、 私の意見を改めて述べさせていただきます。

オプションAに合わせてオプションDをというのはそのとおりですし、オプションAをもし前提とするのであれば、そういう競争的なところにデータを使ってはいけないということで、50ページになると思うのですけれども、ここでこういうふうに書いてあるということであれば、どうやってそれを実現するのかということについては、情報管理をしない限りはオプションAというもののアカウンタビリティーは確保できないはずなので、それについて皆さんは「体制」と言っておりましたけれども、個人情報の分野では特に組織的な措置と技術的な措置というものを、つまり、ルールをつくるだけでは駄目、組織を分けるだけでは駄目で、併せてアクセス制御といった技術的な措置も含めてどういう管理体

制を取っているのかということについて説明してもらう必要があります。50ページの黄色でハイライトいただいているところは、まだ回答を得られていない、ちゃんと答えてくれていないということです。自分たちは使っていないと言っていますけれども、それについてApple、Googleにしてもどういった管理体制をしているから、それが本当にそう言えるのかというところまではちゃんと押さえられていないということは認識したほうがいいかなと思いました。

それから、サードパーティーのデータのアクセスについては、返金についてはニーズがあったけれども、それ以外は明示的なニーズは確認されなかったということだったかと思いますし、確かにこれはすごくコストがかかるところなのですが、こういった場合には、事務局から提案いただいているとおり、そういったデータにアクセスできるのかどうか、開示できるのかどうかといった、実際にどこまで対応しているのかというところ、どこまでができるのかというのについてはプラットフォーマーとしてきちんとサードパーティーに対して示すということは重要なポイントと思うので、そこは押さえられていいのではないかなと思いました。

次に、ソーシャル・ログインです。ソーシャル・ログインは重要なポイントで、プラットフォームにしても、IDプロバイダーにとってみるとロックインの競争の一番重要なところですから、ソーシャル・ログインした後に何に使うかというよりは、むしろソーシャル・ログインをさせてしまえばそこでそのユーザーを自社に固定できるわけなので、極端な話、Appleの端末でソーシャル・ログインしてしまえば、Androidに乗り換えられるリスクというのが減っていくわけです。ですから、そういうプラットフォーム間の移動も狭めるわけなので、ここを強制するSign in with Appleというのは、自社を利する措置になっているのではないかなと思います。ですので、これを制限するのは妥当なところかなと思います。

さらに、採用したサードベンダーを優遇しますみたいな結果的にソーシャル・ログインに誘導するような行為というものも、ウオッチしていく必要があるのではないかなというのは加えて申し上げたほうがいいかなと思いました。

あと、同じソーシャル・ログインの今度はGoogle版になりますけれども、こちらについては皆さんもおっしゃっているとおり、事前同意というのは今、同意のクオリティーが問われているわけなので、包括同意なり、みなし同意という形で、これは同意を取られたと勝手に事業者のほうは言うわけなのですけれども、消費者から見たり、レギュレーターの立場から、これは有効な同意になっていないという議論は十分あり得るわけで、特に今回71ページで示されているものの中にはロケーションデータのようなものもあって、これについては通信事業者などは総務省のレギュレーションなどで結構厳しく個別具体的な同意を取得するという規律があるわけで、そういったものは本当にGoogleも顧みられているのかどうかというところはチェックしていかなければいけないので、同意の有効性、解像度はしっかりチェックしていく必要があるということで申し上げたいと思います。

私からは以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、仲上様、お願いいたします。

○仲上オブザーバー

JSSECの仲上でございます。JSSECは開発者観点、それからセキュリティー実装者の観点でコメントさせていただきます。

全体的な所感としては、開発者がアプリやサービス開発において公平にならない部分というところで、恐らく前段で議論されているのだと思うのですけれども、デフォルト設定であるとか、APIアクセスであるとか、設計への制限、情報へのアクセス、データの収集といった観点があって、大部分については現在の各論の中で整理されているのではないかと考えております。

特に今回も各論で議論になっておりますけれども、設計レベルのところの制限についてはなかなか表現が曖昧になるところも多いかと思いますし、なぜ審査に通らないのかみたいなところにもはねるところかと思いますので、適切に整理がなされるべきところかなと考えております。

各論につきましてですけれども、我々の観点から2点ほどお話しさせていただくと、各論25のMini Appについて、デベロッパによって審査基準が違うというお話があったりしましたけれども、ネイティブAPIのアクセスという具体的な技術的仕様もさることながら、そもそもアプリケーション内でアプリの形で実装した場合にそれがMini Appとして判断されているのか、別画面の別機能と判断されているのかという判断基準が曖昧なのではないかなと思っておりまして、Mini Appそのものも解放されるべきかなとは思うのですけれども、何をもってMini Appとするのかというところの決まりごとというか、枠組みが必要にはなってくるのかなと考えております。

もう一つ、ボイスアシスタントについてコメントさせていただきますと、以前もちょっとお話ししたかもしれないのですけれども、ストア側での確認を含めたというところでセキュリティーを担保していくと書いていただいてはおるのですが、アプリケーションをボイスアシスタントというところでつくっているところもこれから出てくるというところではあるかと思うのですけれども、アプリケーションのつくり方そのもののルールづくりというところと併せて、ボイスアシスタントアプリケーションのつくり方というところについてのガイドみたいなものがプラットフォーム側からも情報提供されることが大前提になってくるのかなと思います。アクセスを提供する場合に、実装方式等、技術的詳細も含めた開示・例示というものがないと、開発者としては何をどう実装して、なぜ審査に通らないのか分からないというところで、そこは競争阻害要因になってくると思いますので、この辺りも含めて情報提供されることが望ましいかと思います。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。 続きまして、日高様、お願いいたします。

○日高オブザーバー

大体皆様からコメントいただいたものと現状の方向性でよいのかなというのが私の大まかな意見なのですけれども、少し技術的な部分でエンジニアの観点で補足させていただこうというポイントがありまして、一つはソーシャル・ログインの部分に関してなのですけれども、以前も議論に上がったかもしれないのですが、こちらのソーシャル・ログインに関してはAppleでログインする、Googleでログインするみたいなことをやったとしても、今回はAppleの件なのですけれども、事業者側でアカウント管理が不要になるというわけではなくて、例えば18歳以上です等の確認を考えると、基本的には二重管理になっていくというのが技術的な背景かなと思います。これはお話の中で出た事業者の不利益というところにもつながるわけなのですけれども、消費者のほうも同じような入力を2回させられているような気持ちになったり、どちらのプライバシーポリシーが有効であるのかという点も分からなくなったりもするので、この方向性で何らかの優遇措置があるなら廃していくと、事業者側もより説明をしてくれるのではないかなというところが技術的な補足です。競争以外にも公平性の観点という意味もあるかもしれないです。

デバイス諸機能へのアクセスの部分で、今回のようなスマートホームの分野を念頭に置いた場合、ウェイクワードを検出するようなモデルへの直接のアクセスというのは非常に自由度が低いものなので、そういうものを公開を検討する案と、プリインストールされたアプリにアクセスを制限する案をみたとき、イコールフッティングという広い自由度ではなくて、技術上の制約があるためハードウエアを作っている・提供しているメーカーのみ解消できる案と理解できます。そういう意味では全アプリが使えるわけではないので回答に対する技術背景の理解がまだ足りないかなと思っております。

ですので、今だとIoTデバイス、スマートホーム等を念頭に考えると、Matterのような標準化規格が出てきていますので、そちらの共通プラットフォーム上で解決するような方向性が適切なのではないかなというのが技術者視点での考え方です。

あと、後半のほうに、中間報告までは書かれていなかった内容かなとは思うのですが、Apple側のMFiについて触れられているポイントがございました。そちらを少し補足しておきますと、93ページ目のBluetooth Classicの利用制限というところなのですが、現状Bluetoothには幾つかのプロファイルという規格があって、ヘッドホンであったりヘッドセットであったりというところでプロファイルが変わってくるのですけれども、プロファイルによって少し必要な認証などが異なります。Appleの場合、高速通信に関しては自社のMFi認証を通っていないとできませんよということで、ハードウエアベンダーからはMFi認証に基づいて手数料やロイヤリティーフィーを徴収して、ソフトウエアベンダーはそのハードウエアの通信規格、主にBluetooth通信だと思うのですが、プロトコルスタッ

クとの通信をするためにアプリストアでの登録と審査を必須としています。Appleから何かしらの認証情報を払い出されて使うという意味で、この部分は競争という意味では制限がかかってしまうかなという点があります。いずれにしてもAppleの審査であったり許可がないとつくれない状況になっていますので、もしかしたら各論25のほうに含めるべきかもしれないのですが、動画のプロトコルスタック、コーデックの件と含めて整理できるかもしれません。Bluetoothのような通信規格に関しても制限が入っている部分というのは個別なのか、各論の中で見ていけばいいのかは判断しかねますけれども、併せて議論していただけるとよいかなと思っております。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増田様、お願いいたします。

○増田オブザーバー

全相協の増田です。私からは、消費者の立場からの意見となります。

まず、取得データが競合サービスに利用されることが公正公平な競争を阻害するリスクが大きいということであれば、内部で使用禁止等の規定を設けて運用するということが必要だと思います。消費者にとってはどのような目的で、どのようなデータを活用するのか、特に広告に利用することについては不安感があります。内部体制では十分ではないようなケースが発生した場合には、情報遮断ということも一部検討する必要があるのではないかと考えました。

それから、返金処理などに必要な情報を提供することについては、消費者とのトラブルが発生した場合に消費者が話合いをする相手はどこかの問題ということになりますので、AppleやGoogleとの話合いが必ずしもうまくいかないケースもありますので、必要なことと考えます。そのための開示の規律を盛り込む方針ということでよいのではないかと考えています。

自動ログインについては、消費者にとって非常に便利であるため、何も考えずに利用することになっています。そのため、事前同意を取ることに賛成します。事前同意を取る際には、データを取得すること、そのデータをどのような目的で利用するのか、利用しないケースはどういうことなのかということについてきちんと明確に説明があるといいなと思います。いずれにしても消費者は利用せざるを得ませんので、ただし、自分の行動履歴が取得されることを認識した上で利用することが非常に大切なことだと考えています。

最後に、ボイスアシスタントについてですが、今後非常に有益性が高いものとなると思います。気がつかずに起動していたり、データが収集されることを理解していないケースが実際には多いのではないかと思いまして、懸念しております。特に今後、高齢者や障害のある方などの利用が非常に多くなるだろうと思いますので、セキュリティーやプライバシーの保護については十分に注意していく必要があると考えております。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

少しお時間が迫っていますが、個人的な意見として総論として少しだけ付け加えると、 GoogleもAppleも非常に最近はプライバシーやセキュリティー、個人情報やパーソナルデ ータの取扱いが一番重要であるといった点で、サードパーティーに対してそういったデー タを目的外利用することについては消極的な姿勢を示しております。それは大変結構なこ となのですが、消費者が望まないような形で自社内で自社優遇してデータを利用する可能 性というのは散見されているわけで、どうやって彼らに是正していただくかということが 重要になっています。自己情報のコントロール権というのは必ずしもユーザー側のほうが 完全な合理性を持っていて、自分が自分の情報をどう使われるかというのに同意をしたり、 あるいは決定することを求めているものではなくて、京大の曽我部教授の考えによると、 基本権的な立場では、それは社会として自己情報をコントロールできるような状態が個人 ができるかどうかを問わずとして実現すべきものであるという形で考える立場です。 GoogleやAppleはそういう意味ではプライバシーについて自己情報を決定できるというこ とを会社として打ち出しているので、そういったことをGoogle、Appleが実現できるよう な社内体制を実現していることを彼らが社会的責任としてきちんと明らかにしていただく 必要があるし、実態として本当にうまくいっているかどうか疑わしい場合は、政府、ある いは第三者機関が踏み込んで調べていく。そこがコントロールされているような状態と言 えない場合においては何らかのエンフォースメントを取るという考え方が必要ではないか なと考えておりました。

まず前半でかなり重要な議論があって、時間も超過してしまったのですが、事務局から 何かここまででお答えすることはありますでしょうか。

○成田審議官

多岐にわたる御意見をいただきましてありがとうございました。

幾つかお答えできればと思うのですけれども、塩野様と川濵様がもう少しですかね。塩 野様がまだいらっしゃるのであれば、出られる前に後半の御意見がもしあればと思います が、もう出られてしまいましたか。

○塩野議員

まだおりますけれども、特にはございませんので大丈夫です。ありがとうございます。

○成田審議官

川濵先生、後半のほうでもしあればと思いますが、

○川濵議員

後半のほうで意見だけ言うのもちょっと申し訳ないですけれども、1点確認したい点が ございまして、今回の9ページのところで団体の定義の問題があるけれども、ここにおけ る共同規制を連動した場合の事業者団体の定義の問題のところですけれども、ここで事業 者団体は基本的に協議の申入れを行うためだけのものなのだから、それほど厳密な適格性の要件は要らないのだということはまさにそのとおりだとは思うのですけれども、1つ確認しておきたいのは、そうなると独占禁止法第2条第2項の事業者団体の定義程度でいいことになりそうですけれども、さはさりながら、利害関係を有するような事業者であることの絞りの書き方というのはどうするのかなというのがちょっと気になった点です。その絞りはかける必要があるわけだろうと思います。

もう一点は、事業者団体の活動に関する指針を参考にというのもちょっと確認したいのですけれども、事業者団体の指針というのは基本的に違反行為者が事業者団体であることを前提につくられたものですから、このうちの事業者団体の定義に関する説明のようなものをガイドラインでつくるという形の理解でよろしいのでしょうか。その中の限定された部分だけという形でよろしいのでしょうかということでございます。

それ以外に報告を聞かずにお話しするのもなんですので、私が感じた疑問は非常に些末な部分ですけれども、それだけでございます。どうもありがとうございました。

○依田座長

事務局、今の点はいかがでございましょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

この点はいろいろな先生方から後であると思いますけれども、前半のまさにそこのところの絞りは、例えばと書いてあるように、いわゆる業界振興団体のようなものでは定款でこういうものが定められているケースが多いと思いますので、そういったものかなとは思っておりますけれども、これで十分な絞りになっているかどうかというのはまた皆さんの御指導をいただければと思っております。

指針で書くのは、そういう抽象的な形での絞りを書いていく形にするのか、どういう形にするのかというところも引き続き精査は必要な部分かなと思っております。後半のほうはクリアな回答ができるところに至っていなくて恐縮でございますけれども、前半はそのような形でどうかと考えているところでございます。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは次の議題に進みます。事務局からOS、ブラウザ等の仕様変更やブラウザの機能の制限等に関する論点について御説明いただきます。お時間が押しているので、事務局のほうはかいつまんだ形で資料の説明をいただいて、その後、先ほどとは逆順で増田様から御意見、御質問を伺っていければと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○成田審議官

まず、仕様変更のところでございますけれども、これは前回のワーキンググループで、

御欠席ではありましたけれども、増田様からいただいた、特に透明化法のスキームを使おうということでありますけれども、消費者の皆様の参画や消費者に見えるようにというところのまさにモニタリングのところが結構肝になるので、そこを充実させてほしいというコメントをいただいておりましたので、そこを書き足しております。

論点は、今まさに川濱先生からもありました協議の勧告に関するところで2~3点ございます。協議を勧告できるようにというのは透明化法で明示的には書かれていないところをはっきり書いたほうがいいだろうということで、この黄色いところでありますけれども、一番上の協議を勧告するとして、協議義務までは課さなくていいのではないかという整理でよいのかどうかというのがまず論点として再度御確認いただければというところでございます。

もう一つ先に行っていただいて、今まさにございました協議の主体をどう定めるかというところの川濱先生からいただいた論点も、今日御議論があればというところでございます。

それから、例外のところの書き方は、記述自体は前回から変わっていないのですけれども、特にコメントがなかったのであれですけれども、先ほどもありましたように、ブラウザ、OSについては例外も多くなるだろうということで、セキュリティー、プライバシーの関係で緊急に対応が必要なものは例外にしたらどうかということと、今の透明化法で事前に開示できない場合は事後にということになっているのですけれども、そこも一定のことを事前に知らしめていれば事後の開示をしなくてもよいとしてはどうかという提案でございます。

これは違う各論に移っておりますが、有力なウェブサイトが仕様変更するときに、これは検索やユーチューブなどを想定しておりますけれども、自社のブラウザでのみ新しい機能が早く使えるようなったり等々でブラウザの競争に影響を与えているのではないかという懸念でございますけれども、競合ブラウザにどういう仕様変更があるのかというのを事前に開示するとか、コンタクト先を明示するということは必要だろうということはいろいろと事業者の方からも聞いているところでありますけれども、この懸念についてそこまでの広い声があるにはまだ至っていないということで、実際過去のほうが状況が悪かったというのもあるのかもしれませんけれども、そういうことを考え合わせると、透明化法のスキーム自体は、前回も御議論ありましたように、両方に相応のコストもかかるということとの見合いで考えると、ここは状況を注視しながら、透明化法の対象にするというところまでは要らないのではないかということで、前回の年末の方針とは修正をさせていただいておりますが、これでよいかどうかという確認でございます。御議論いただければと思います。

ここから先が大きく2つ目の塊で、ブラウザのところでございますけれども、WebKit に関してでございます。これは前回からの追加的な情報がありますけれども、基本的に方針としてはWebKitの義務づけというのはいろいろな意味での競争、あるいはセキュリテ

ィー上もあまり好ましい状況でないという状況でございますので、これの義務づけというのは禁止するような格好でということで、これは前回と同じでございます。追加情報もありますけれども、説明は割愛させていただきます。

それから、ウェブ・アプリの対応が遅いというところも基本的に方針は変わっておりません。

それから、次の論点がブラウザ、特にAppleのiOSのほうでございますけれども、Safariとそれ以外のところでの機能の差があるという問題でございます。これも事実関係で少し事実誤認があったところがありましたけれども、そこも修正の上で、基本的にはイコールフッティングを図るべきではないかという方針で変わりはございません。これはもうやるようになりましたといった回答も来ておりますけれども、大きく構造は変わっていないのかなということでございます。

それから、拡張機能です。これは少し各論になってまいりますけれども、Googleと Appleでちょっと対応が違うわけですけれども、ブラウザの拡張機能ということで、 Googleの場合はChromeの拡張機能は認めていないけれども、Android上のサードパーテ ィーのブラウザには認めているということで、これについてはサードパーティーが拡張機 能を使えるようになっている状況でユーザーには選択肢があるということなので、 Googleも今努力しているところだと言っておりますので、これについてGoogleもやって くださいというところまでの規律までかけることは必要ないのではないかという結論と、 Appleのほうは逆にSafariだけが拡張機能が使えるようになっていて、ほかのサードパー ティーに認めていない、イコールフッティングが保たれていないという状況でございます が、これについてはオプションBと書いていますけれども、拡張機能への対応を認めてく ださいということについての規律そのものを課すことについては、Apple自身も将来対応 する可能性があると言っているので、そこまでは必要ないのではないかという整理をさせ ていただいておりますが、ここは我々の整理として、いずれにしてもアクセスへの機能と いう先ほど御議論いただいた各論26、27の規律の対象にはなり得るという整理でもあり ますので、そういう意味ではその対象になり得るけれども、この各論について、オプショ ンBで言っていた規律に基づいて今これを義務づけるというところまでは要らないのでは ないかということで、ペーパーの修正が必要かなと思いますけれども、大きな方針は変わ っていない御提案でございます。そこについても御議論いただければと思っております。 私からは以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

それでは、議員の皆様から御意見、御質問を伺っていきます。 1 巡目とは逆に増田様から御意見、御質問をいただきます。増田様、お願いいたします。

○増田オブザーバー

ありがとうございます。

まず、OS、ブラウザ等の仕様変更などの協議に応じてもらえない場合、相談窓口の明確化をするとか、申出内容が過剰な要求の場合というのもあるのかなとちょっと思ったのですが、そのような場合どうするのか。それから、団体の適格性については指針などで示すことが必要だとも考えました。

それから、OSやブラウザの仕様変更について、デベロッパ等への事前の開示義務を免れるケースや事後の開示義務からも免れるケースについては、やはり具体的に利用規約などで明確にしておくことや、問合せ窓口も明確にしておく必要があると思います。

また、競合ブラウザ、デベロッパ等が仕様変更等に対応していない場合に、エラー表示だけではなくてなぜそういう表示が出るのかということの理由を表示してくださると、消費者は理解して納得がいくと考えております。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、日高様、お願いいたします。

○日高オブザーバー

各論1の0Sのアップデート、仕様変更等の対応に関しては、基本的にはこの方向性でいいかなというところがございますというのと、今後細かい部分は調整とはなるのですけれども、運用等のケースをもう少し詰めたほうがよりよい指標になっていくのかなと思っております。具体例を挙げると、この内容に関しては、不具合なのでいつか直しますということで期日を回答しないようなケースであるとか、これは0Sの機能ではないですよ、ブラウザの機能ではないですよということで、いわゆるGoogle PlayStoreやApple Storeのようなミドルウエアのものですので公開しませんよとか、対応しませんよみたいな形でテンプレートで回答してしまうケースみたいなものは、開発者側の立場からすると非常に不透明な運用に見えてしまうので、そういうものをどういうふうに適切な規律として適用していくかというところが気になりますというところが開発者としてのコメントです。

あとは、ブラウザの機能制限に関しては、各論それぞれが中間報告までに議論がされていることもあって、私のコメントもそれまでのものが反映されているので、大筋で特にコメントすることはないかなとは思っておりますが、WebKitの利用義務づけの禁止というのは進めていただけるほうが公平なブラウザの競争を促すという意味ではよいかなという立場のままですというところです。

以上となります。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、仲上様、お願いいたします。

○仲上オブザーバー

仲上です。私からは2点ほど。

まず、全体的にはこれまで議論いただいている中で非常にリーズナブルなところで書いていただいているのではないかと思っております。まず、各論の仕様変更への対応ということで、仕様変更が行われる際の準備期間なのですけれども、最近、皆さん御存じのとおり、とあるSNSサービスでサードパーティーのアプリケーションが使えなくなるという大きな仕様変更が突然発表されて、その日から使えなくなるという状況で、ユーザーの不利益だけではなくてビジネスを行っている事業者にとっても大きなインパクトがあったかと思うのですけれども、こういったものがOSレベルで発生すると非常に大きな問題となるかと思いますので、その変更の内容にもよるとは思うのですけれども、十分な時間を取るべきですので、情報開示の範囲というのは非常に適切であるべきというところは書いていただいているとおりかなと思った次第です。

もう一つ、13ページに書いていただいているところなのですけれども、緊急の対応が必要となるセキュリティー上の脆弱性への対応である場合に開示義務を逃れると考えるという議論が行われていたということで、こちらについては非常にセキュリティー的にはリーズナブルな御議論かなと思っておりまして、これは緊急の対応だけではなくて、緊急でない場合でもセキュリティー上の脆弱性への対応というのは事前に情報を公開するべきものではなく、公開されてしまうとそれを基に攻撃コードと言われる攻撃手法が開発されてしまうものでありますので、これは修正された際に適切に公開していただければよいものかなと思いますので、事前の開示義務からは外すべきものかなと考えております。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

事務局、ここで一旦リプライをいただきましょうか。それとも一旦最後まで行きますか。

○成田審議官

そうですね、最後まで行っていただければと思います。ありがとうございます。

○依田座長

承知しました。最後まで行って、お時間があるようだったらもう一回全体の事務局から のリプライと議論に戻りたいと思います。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

今回、WebKitの廃止であるとか、かなりAppleのSafariの問題点をしっかり整理されたのはとても意義があったのではないか。これまでAppleは、競争排除のためにわざとWeb系のツールについての投資を行ってこなかったという見方もできるかと思いますので、であれば、WebKitを強制するという合理的な理由もないわけなので、今回のこれが一つの明確な政府の意思として示されたことによって、Appleも競争環境に非常に影響が出てくるのではないかなと思いますので、粛々と進めていただければと思います。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

それでは、私も短い時間で指摘したいと思います。

一つは8ページのブラウザのところの協議の応諾義務はなしにして協議の勧告をするという点ですが、これは皆さんもおっしゃったとおりこれでいいのかなと思っております。

ただ、勧告した後にどうなるかなのですけれども、例えば下請法など、幾つかの勧告という制度を設けている法律があると思うのですが、多くの場合は勧告した場合はそれを公表するという手続になるというか、勧告と公表というのは一つのセットであることが多いと思うので、そうだとすると、細かいことですが、公表というのも入っていていいのかなという気がします。

それから、9ページの団体のお話で、独禁法の事業者団体の定義規定を使うとか、指針を使うということですが、川濱先生がおっしゃったとおりだと思うのですけれども、独禁法の事業者団体の定義というのは実を言うとほとんど定義していないに等しいのですね。つまり何でも入ってしまうという定義なのですよ。あまりにも何でも入ってしまうためにただし書があって、営利云々という文言が入っているということなので、ほとんど何も定義していないに等しいのですが、この制度の下では限定しないほうがいいので、基本的にはこれでいいのだと思います。

ただ、川濱先生がおっしゃるとおり、分野というか、何をやっているかでは限定しておかないと何でも入ってしまうので、つまり法形式では限定する必要はないと思いますけれども、事業分野等で何らかの限定をすることが必要だと思います。

それから、指針については、9ページの注5に書かれているとおり、事業者団体には共通の利益とは何かということが書いてあるだけですので、これも大したことは書いていないのではありますけれども、リファーするというのは意味があるかなと思っております。

それから、17ページの仕様変更のところは、調査した結果、事前の開示までは求めないということに変更したというお話ですけれども、これもそうであれば取りあえずはそれでいいのかなと思っております。

それから、36ページのAppleのブラウザの拡張機能のお話ですが、Appleは取りあえずこのような形で、対応すると言っているのかどうかも微妙ではありますけれども、検討しているということであればそれでいいと思いますが、成田さんが機能へのアクセス制限といった形で別の規制、あるいはルールがあるのだということは書き直すとおっしゃっていましたが、そこのところは明確にしておくことが必要かなと思いました。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

すごく技術的なことにはあまりコメントができないのですけれども、2つあって、一つ はこれは何か対策をやる価値があることはあると思っていて、何らかの協議をしてもらえ ないとか、いろいろな文句が日本のベンダーのほうであるときに、恐らく言語の問題とか、 なかなか日本にスタッフがついていないとか、いろいろな背景があると思うのですね。ど うしても英語ベースの会社になりますし、日本でそれだけ対応能力があるのかみたいなと ころはある程度こういう投げかけをすることで日本の市場をちゃんと見てくださいねとい う大きなメッセージ性になるのでいいと思うのですけれども、他方で2つ目として、どこ までそれを強制するのか。勧告などのいろいろな御提案がここに書いてあったのですけれ ども、結局新しくシステムを変えろということなども含めて、彼らもプライベートの会社 なので予算が少なかったり、生産地を変えろとか、様々なことを言われていろいろなこと に対応しないといけない私企業の現実的な対応能力を踏まえた上で、政府との意思疎通を うまくやって、無理のない範囲でやっていかないといけないというところはボトムライン だと思うのです。これだこれだと言ってがんがん彼らができないようなことを並べ立てて も、さっきの国のクレディビリティーという話にもなると思うのですけれども、ヒアリン グなどもあるということだったので、そこはもうちょっと丁寧に、これは本当にできるの ですかという話も含めて引き続き会話をしていただくのがいいのかなと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。 2点だけです。

協議の勧告のところは勧告の形でいいのだろうと思います。勧告というのを出したときに、海外企業の人がどう考えるのかというビヘビアのところで言うと、それは法的な義務なのか、もしくは勧告に応じなかったら何が起こるのかということを二言目には聞いてくる。少なくとも弁護士に対してはそういうことを聞いてくるみたいな流れにはなるのですね。社会的なプレッシャーがかかるから応じたほうがいいですよみたいなアドバイスがあまり通用しないというのが一般論としてはあります。

例えば、働いている人が協議に応じてほしいと言っても、労基法上応じる義務がないみ たいな話でにべもなく切り捨てるみたいなことをするわけでありまして、あれが基本的な ビヘビアなのですというところがベースなのだという気がしています。

そういう中で、本当はもう一歩行ったほうがいいのではないかということに普通はなる

ような感じもするのですけれども、他方において、ここの検討というのは、今回事務局さんがやっていただいたとおり、誰の協議なのですかの主体のところが割とブロードになってきているのですという構造になっているので、そうすると、応諾協議の義務というものまで課してしまうと、結局主体が誰のものについて応じなくてはいけないかという話に必ずなってしまうので、結果として勧告までしか届かないということなのだろう。その結果、勧告でやむを得ないということかなと感じています。

逆にちょっと詰めて考える、もしくは少なくとも想定は持っておきたいのは、誰がやるのかということなのではないかなともちょっと思っておりまして、これをやる人というのは結局やる能力と意欲がなくてはいけないということなのだと思うのですけれども、今回、事業者団体とするということで、先ほど泉水先生から広いよねという話があったわけですけれども、ある意味消費者団体ではない人というぐらいの広さで考えたときに、誰がこういうことをしますかねといったときに、日本にいる事業者さんにもいろいろな団体がある中で、協議に対して勧告があるよとなったときに、実際にやろうではないかみたいな人たちというのはどんな人たちが想定できるのかみたいな部分で、せっかく置くのであれば、絵餅にならないように考えたほうがいいよねというのがあるように思います。

これはゲーム業界とか、消費者団体が除かれてしまっているので、どんな人が一体これを使うのだろうみたいな部分のイメージが湧きにくい結果、勧告にしてもうまく使ってもらえるかなと感じるところがありましたので、逆に事務局としていろいろな団体とお話をされていると思いますので、こういう人たちはこういうものがあったら使ってくれるのではないですかねと、そこに対して勧告という形で少しエンパワーをすると、今、プラットフォームの人たちは結構いろいろなプレッシャーにさらされているので、義務がないから応じないみたいなあまりにべもないことはできないみたいなパワーバランスになっている可能性があるので、それでこういうふうに使われる可能性があると思っていますみたいなシナリオがあれば、インプットいただきたいな思ったのが一点です。

2点目は、最後におっしゃっていただいた拡張機能の部分で、これはAppleさんとの議論の中で結構あやのある議論をされてこの結論にされたのかなという感じもするわけですけれども、本来、これはやってもらったほうがいいわけですね。そこでAppleのほうがやらないわけではないみたいなことを言ったことによって、やらないわけでないのであれば、あまり強く言わなくてもいいかという結論にしたいという御意向をいただいたわけですけれども、やらないわけではないという話なのであれば、やらないわけではないのニュアンスの問題なのだと思うのですけれども、だったらやりなさいと言っても別にAppleさんに実害はないよねという感じもしますし、やらないわけではないというのが基本やる方向という心証を受けているのであれば、置いてもあまり意味がないという意味で置かなくてもいいかという判断になることはあり得ると思いました。この辺のニュアンスをどういうふうに受け止めているから結果として置かなくてもいいのではないかという判断になったのかという部分は少し補足いただきたいと感じました。

以上2点です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私も同じようなところばかりになってしまうのですが、7ページの協議勧告の話は、泉水議員からも御指摘がありましたが、勧告されれば必ず公表される制度とする、それによって義務化はしないけれども実効性を担保していくというのが妥当な線かと思いました。透明化法の8条を引いていますので、これは行政指導にとどまり、勧告どおりにやらなかったとしても命令まではいかないということかなと理解しています。それでいいのではないかと思いました。

それから、事業者団体の定義はいろいろな方から御指摘をいただいたとおりだと思うのですが、勧告をする際に事業者団体というのが不適格なものとならないように行政上の運用を定めていくというか、適切な運用をしていくということかなと思いますし、指針において一定程度の明確性を保ちつつということかなと思います。法文上何らかの絞りであるとか、勧告の規定のほうに絞りをかけるということはあり得るかと思うし、ひょっとしたら法制局からそうしろと言われるかなという気もするのですが、もし法令上の裁量が広い状態で許されるのであれば、指針でいいのかなと思いました。

それから、13ページの事前の開示義務を免れる場合の事後の開示義務からも免れるというお話ですけれども、最初のポツの「極めて軽微なものである場合」というところは、取引先事業者から見て極めて軽微なものであるという必要があるかなと思いました。ルールメーカーのほうから見て軽微でしょうということではなくて、それを受ける側から見て極めて軽微であれば、通告の対象外としていいと思います。

2番目、3番目のポツに関しましては、緊急の対応上事前の開示が要らないというのは しようがないと思うのですけれども、すべからく事後まで要らないかというとどうかなと 思います。事後的な通知は基本的には必要だと考えますが、その上で通知をするにしても、 セキュリティー上の問題があって大した内容にならない場合などは、包括的な周知で結局 は同じことになってしまうのでいいかなと思いましたが、それは内容によるのだと思いま す。緊急のほうは事前はいいのですが、事後であっても重要な場合や一定程度の具体化が できる場合には、そこまでの通知はやったほうがいいと思います。

最後ですけれども、18ページの指標について、私が変なことを言ったのに対して丁寧 に返していただいている部分がありますが、これはこういう視点もあるかもしれないと思 って発言したものです。事務局からの対応策を了解しましたので、その旨をお伝えしてお きます。

以上になります。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。

私からも簡単に何点かですけれども、まず協議に関しては、確かに指針なのか、一定の基準を設ける必要というのは生じる可能性があるのだろう。例えばPtoB規則だと、12条はいわゆる集団訴訟の条文なのですけれども、こういった文脈での団体の定義の在り方というところで参照したりしながら考えてもよいのかなと思います。

そして、勧告というところにとどめるという形になったとしても、例えば理由を明確に 説明していただいて、そのことをしっかりモニタリングレビューの中で考えていくことが できるといった実効性のある枠組みをいろいろな手段で考えていく価値があるのだろうと 思います。

それから、34ページのところで、先ほど出てきたDMAのインテグリティーのところがまたここでも出てきているところで、私も条文と前文を見てみたのですけれども、確かになかなか明確に見えないところはあるのだけれども、セキュリティー等を考慮するかしないかというよりは、まさにインテグリティーに影響を与えるようなセキュリティーの問題を例外の要件とするといった、ある種セキュリティーといっても様々なレベルのイシューがあるといったことを前提にしている書きぶりかなと感じるところがあって、この部分は恐らく条文上も例えば若干の不安があるから何でもオーケーにしてしまうのだということにもならず、他方で全て考慮してはならないのだといったことにもならないようなよい書きぶりを考えていく必要があるのだろうと思います。

それから、39ページのSafari以外の拡張機能というところについては、僕も増島先生と同じような印象を持ったところであります。

それからあと一つ、これは今日の話題とも少し離れるところであるのですが、1点目にも少し関係しているのですけれども、例えば我々がヨーロッパ法を見るときに、今までこの文脈ですとDMAとPtoB規則を見てきたわけですけれども、DMAとセットで出されたデジタルサービス法を最近様々な形で研究の対象にしているのですけれども、あの中でも、まさしく様々なプラットフォーム、それはSNSだったり、アプリストアだったり、オンラインマーケットプレイスだったりといったものに関して、例えば情報の削除に関して明確な理由の説明を求めたり、それが誤っていたら公平公正な判断をする、場合によってはADRの利用というのも提供しなければならないといったところも含めて、競争政策としての法律ではないのだけれども、利用事業者保護的なファクターというのを少なからず持っているものでもある。まさに今後の議論の中でも折に触れてDSAのほうの規律というところも視野には入れる機会があってもよいのかなと、今すぐというわけではないのですけれども、最近感じているところがあります。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、ここまでで事務局からリプライいただくことがありましたら、お願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。前半の部分も含めて、コメントできるところはコメントしたい と思います。

まず、事業者団体について複数の議員の方からコメントいただきまして、独禁法の例を 引いてしまったのがすごく緩い広いものにという印象になってしまったのかなという感じ があって、先ほども申し上げましたけれども、いずれにしても基本は事業の発展や産業の 発展という事業者団体的なものが想定されるのかなと今の時点では思っておりますので、 これを指針に書くのかどこに書くのかというのは法制局の議論もありますけれども、その ようなことを想定しております。なので、独禁法ほど緩いという感じでもないのかなと思 っているので、そこは少し誤解があったとしたらお詫び申し上げます。

具体的に想定している団体ですけれども、典型的にはアプリ・デベロッパの方々を代表されている団体であったり、先ほど増島先生からもありましたように、ゲームに特化したようなイシューがあるような場合はひょっとしたらゲームの団体ということもあるでしょうし、分野に特化したものであれば、それにそぐうような団体が想定されるのですけれども、アプリ事業者であればアプリ事業者、全体に関わるようなところであればアプリ事業者団体ということで、そこは直接そういう関係者、あるいはアプリベンダーの方とも話す中では、双方ともにあそこでやってくれるのがいいのだろうねという感じも持ちつつ議論を御提案させていただいているところであります。

○増島議員

意欲はありましたか。

○成田審議官

団体の皆さんはそうですね。

○増島議員

いじめられるとか、陰に陽にいじめられるみたいなことをみんなすごく気にしていたのですけれども、みんなで渡ればみたいなところがありますかね。

○成田審議官

まさにそのとおりでありまして、やはり事業者個々でやるといろいろな意味でのリスクもあるし、そもそも時間がそこまでないというところもあるでしょうし、そういう意味で団体にやってもらうというのは団体の方もおっしゃっていますし、個々のアプリベンダーの方もおっしゃっている感じがあります。そこはワークし得るのではないかと思っております。

○増島議員

ありがとうございます。

○成田審議官

それから、紙に明示していなかったのですが、勧告のときに公表は伴うものとして設計するのかなということで何人かの方からも御指摘がありましたけれども、そのようにしたいと思っております。

それから、軽微のところは、おっしゃるように結局これはプラットフォーム事業者側の 主観的なものでなくて客観的にそうだなと思うものということだと思っておりますし、事 後のところを免除するのも、何でもかんでもということではなくて例外の事由に該当する ものであって、きちんと事前にも分かりやすいように示されているということが要件とし てあるのかなと思っております。

拡張機能の話でありますけれども、ここは少し難しいところではあるのですけれども、ニュアンスとしては、どこまで彼らがすぐやるかというところは、まだ彼らとのやり取りに結構時間がかかっているところもあってはっきりしていないところがあるというのが実態であります。だから、そこは引き続きコミュニケーションしていく必要があるのですけれども、拡張機能自体は割と直近にApple自体も始めたばかりというところもあって、Googleはまだ自分のところができていないのに対して、Appleが先にやって、ただ、そこはまず自分のところになっているという時系列的なことも踏まえてというところと、ここのところもずっといろいろな方々とお話ししていますけれども、これで困っているという声がそこまで顕在化するに至っていない。これもまだ始まって間もなくというところもあるのかもしれませんけれども、その辺りのバランスでどう考えるかというところでの御提案ということです。

なので、御指摘のとおり少しAppleの意向を確認してからのほうがいいのではないかという御示唆も含めてのことなのかもしれませんので、ここは再度事務局内でも検討してみたいと思います。

後半のほうはそんなところだったと思うのですけれども、前半のほうでちょっとお時間をいただければと思いますが、まず、順不同で恐縮ですけれども、緊急命令に関して、我々の資料がクリアに説明できていなくて若干混乱を生んでしまったかなと思って反省しておりますけれども、泉水先生にきれいに御整理いただいたように、緊急停止命令的なものについては、独禁法の枠組みで考える話と新しい法律を仮につくる場合のときのものと2つあると思っていまして、今日御議論いただいたのは、ボイスアシスタントなりウェアラブルというそのもの自体は何らかの規律の直接の対象ではない。モバイルエコシステムの延長で対象になってくる部分もあるわけですけれども、プラットフォームとしてそれ自体を対象としていない場合には、新法の対象になり得ないケースが出てきますので、懸念になるというものです。

そういうものは独禁法での対応ということで、まだ成長途上だけれども、独禁法の枠組

みでの今の緊急停止命令が、こういった変化が急に起こるかもしれない、スピーディーに 起こるかもしれないものに足りているかというところの検討、つまり独禁法の枠組みとし てこれで足りているかという検討をしたというのが今日お示ししたところでありまして、 結論としてこういう結論になったということで御提案したということであります。

一方で、新しい法律でそういう類のものも必要ですよねというのは別途総論のほうで整理をさせていただいているところでありまして、こちらは追ってのワーキンググループで再度御議論いただければということでございます。ちょっとそこは我々の御説明が若干混乱を来してしまったかもしれないなと思って、御説明させていただきました。

それから、データのオプションAとDの関係は、何人かの先生方からも御指摘いただいたとおりでありまして、オプションAであってもそれに実効性をあらしめるためには、そこでのアクセス制限がどうなっているかという実態を見なくてはいけないということでありますので、その限りで彼らは実際にそこは制限をしているのだと言っておりますので、そこの義務の履行をちゃんとチェックしていく、あるいはそれと併せて透明化法的な仕組みを入れて、管理体制のところも開示をしてもらうという中で、情報遮断という言葉はやや抽象的かもしれませんが、アクセス制限だったり、いろいろな手法があると思いますので、そこについてはきちんと執行においてウオッチしていくということがAの文脈では必要だということで我々も理解をしておりますので、今日先生方に整理いただいたとおりでここは進めていければなと思っております。

Dのほうはどちらかというと、それに加えてどういう物の使い方であれ部門としてOSやブラウザ部門とアプリ部門を完全に遮断するということに近い御提案だったので、そこまではやらなくてもいいのではないかということでできればと思っております。

それから、幾つか御指摘があったところでは、もう御退席されましたが、塩野さんから 実際に運用するときに事業者にとっての予見可能性の問題はあるよねというお話がありま した。これはまさに総論のほうでもこれから御議論いただくわけですが、今日のアクセス のところでも出ましたけれども、実際に規律をかけるとしてもどうしても少し抽象的にな らざるを得ないところがあるので、どれを本当に守らなくてはいけないのか、どれが例外 なのかというところを明らかにするプロセスというのを制度的に仕組む必要があるのでは ないかというのがまさにそういった予見可能性を高めるところに資するのかなと思ってお ります。これはまた総論の際に改めて御議論いただければと思っております。

それから、適正手続のところは、山田先生から御指摘のあったところもきちんとどんな ことができるのかを検討していければと思っております。

あと、事前同意の実効性のところも何人かの方から御指摘がありました。これも少し横 串的な総論的な議論の中で、いわゆる迂回的な対応で事実上の規律を実質逃れているよう な格好になっているというところは、まさにデザインといったところで本当に実効的にな っているのかというところも含めて捉まえていくことができるかどうかというところで、 この枠組みの中では考えていく。もちろん個人情報保護法だったり電気通信事業法での対 応というのもあると思いますので、そこと連携しながらということだと思うのですけれど も、そういったことで見ていく部分があるのかなと思っています。

それから、仲上さんからいただきましたMini Appのところも、アプリ内のアプリというものの解釈が明らかでないというところは確かにあるのかなと思いましたので、そこは彼らとのやり取りをする際に考えていきたいなと思っております。

それと、日高様から御指摘がありましたボイスアシスタントのところは、また詳細にいるいろとアドバイスいただければと思いますが、標準のところでできるのかどうかというのはぜひ追っていろいろと御意見いただければと思いますけれども、ここはなかなか我々もずっと悩んでいるところでありまして、今、そういう意味ではかなり厳しい権限設定の下で、割と強い制約の中でのAPIの設定がなされているので、それを公開するということもあるわけですけれども、その公開をしてしまうのか、あるいは限定された範囲でやるのかというところで、かなりプライバシーにも関わる部分がありますので、限定された形なのかなというのを実は今回我々の中でもいろいろと議論してきていて、そういう背景で御提案させていただいたところなのですけれども、標準のアプローチというのはまた別途いろいろ御指導いただければと思います。

あと、MFiの御指摘がございましたが、ここもどんなことが考えられるのかということはいろいろと御指導いただければと思っております。

長々と恐縮ではありますが、以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

どうもありがとうございます。

今日も多様な御意見をいただきました。お時間も時間いっぱい取って議論してきました。 それでは、ここまで事務局からまとめていただきましたので、最後に連絡等はございま すでしょうか。

○成田審議官

長時間ありがとうございました。

また次回、今月30日に時間をいただいておりますので、残る各論について御議論いただければと思いますので、また長い時間になってしまいますけれども、ぜひ御協力をよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了いたします。

今日も大変長時間になってしまいましたが、皆様、どうもありがとうございました。